

正蔵率分制と率分所

川 本 龍 市

はじめに

九世紀半ばに国司交替時の欠負未納補填策として成立した格率分の制度、及び九世紀末に調庸物の旧年未進解消策として制度化された未進率分の制度は、ともによく知られるところである。一方、この両制度に対して、本稿で論ずる正蔵率分の制度はこれまで本格的に考察されたことはなく、その成立・内容等に関して不明確な点が多い。したがって、検討すべき問題は未だ多く残されているのが現況であると言つてよい。

従来の研究成果としては、正蔵率分の制度を調庸制の変質過程に位置づけた泉谷康夫氏の研究等が僅かに見受けられる。しかしながら、それに対する長山泰孝・中野栄夫両氏の批判もあり、泉谷氏の所説を改めて再検討する必要性もあるように思われる。

そこで、本稿では以上の状況を踏まえて、特にこの制度の成立・内容等を中心に考察し、併せて正蔵率分所の機能や職員も一瞥しておきたい。それをもって、平安中期の中央財政を究明する一助となれば幸甚である。

※本文中の付表(I)(II)は本文末に一括して掲載した。

一、正蔵率分制の成立

(一) 成立時期

正蔵率分制に関しては、『拾芥抄』(『新訂増補故実叢書』所収本)に、大蔵省納物割^一十分之二^二為^三別納^一、以^二弁官一人掌^三其事、以^二主計頭大蔵輔大監物等^一為^二勾当^一、又年料長殿者、尚為^二蔵被管^一云々、無^三正蔵率分^一国者、五畿管国并陸奥出羽周防志摩淡路伊賀、依^二興福寺修造^一免^三除之^一、

とみられるように、大蔵省への貢納物の内、十分の二を割いて諸国に別納させる制度である。その別納物(正蔵率分)を管掌・收納するのが正蔵率分所であり、その職員は弁官以下、主計頭・大蔵輔・大監物等の兼任となる。

さて、右のような内容をもつ正蔵率分制は何時頃成立したのであろうか。先ずこの問題から考えてみたい。泉谷氏の所説によれば、氏は『別聚符宣抄』所載の天曆六年(九五二)九月十一日官符により成立したとされ、当初の正蔵率分制は年輪以外にその十分の一を別納する制度であり、年輪内からその十分の二を割いて別納するものではなかつたとさ

れる。さらに氏は、右の官符は未進率分に関する内容をもつとともに、同時に正蔵率分制への転換をも示し、正蔵率分制は未進率分制から転換・発展した制度であると見做された。

一方、長山泰孝・中野栄夫両氏による泉谷説への批判は、特に泉谷氏の天曆六年官符の解釈、及び正蔵率分制と未進率分制の制度上の関連性、の二点に向けられた。中野氏による批判は、天曆六年官符はあくまでも未進率分との関連で把握しなければならぬものであり、これをもって直ちに正蔵率分制の成立と見做すことはできない点にある。長山氏による批判は、正蔵率分制と未進率分制の制度上の関連性についてである。すなわち、氏によれば「正蔵率分(制)は大蔵省に納入される諸国の貢納物の十分の二を割いて別納させる制度であって、未進填納のため年料にそえてその十分の一を加納させる未進率分(制)とはまったく異質の制度である」(括弧内筆者)とされる。そこで、泉谷氏の主張される、正蔵率分制が未進率分制から転換・発展した制度であるという見解の当否を先ず確認しておきたい。

未進率分制は、周知のごとく寛平五年(八九三)五月十七日官符⁽³⁾により制度化された調庸物の旧年未進解消策である。その内容は年輸額にその十分の一を加算した額を毎年京進させ、それにより累積した旧年未進分を解消させるものである。一方、正蔵率分制は年輸額の十分の二を年輸額から割いて別納させるものであり、決して年輸額に加納させるものではない。まして、正蔵率分制の成立以前と以後では応輸額の量的変化はなく、未進率分制にみられる旧年未進の解消という性格はまったく見出されない。よって、泉谷氏の主張される、正蔵率分制が未進率分制から

転換・発展したとする見解は成立せず、両者はあくまでも別個の制度として把握しなければならない。この点、長山氏による批判は正当であると考えられる。

このように正蔵率分制を未進率分制とは別個の制度と見做し、さらに中野氏の言われるように、天曆六年官符を未進率分との関連からとらえるならば、正蔵率分制の成立時期は根本的に再検討しなければならない。そこで、問題となっている天曆六年官符の全文を次に掲載し、検討してみたい。

太政官符五畿内七道諸国司

文事 応^ニ納^ル官調庸并中男作物交易雑物及年料米等年輸十分之一別副^ニ解

右^ニ檢^ス案内、調庸雑物精好合期可^ニ進納^ス之状、去天曆元年閏正月廿三日下知既畢、左大臣宣、宜^ク仰^テ国宰^ニ自今以後、納^ル官調庸并中男作物交易雑物及年料米年輸十分之一別副^ニ解文、合期令^テ進納^ス、若雖^レ究^テ進年輸之數、不^レ別^ニ納^ス十分之一者、仰^テ所司^ニ停^テ勘抄帳^者、諸国承知依^テ宣^行之、符到奉行、

左大弁大江朝臣

左大史阿蘇宿祢

天曆六年九月十一日

右の官符は多くの先学により、未進率分に関する官符として考察・引用されており、ほぼ通説化していると言つてよい。泉谷氏においても同様の見解を提示されていることは先述した通りである。

右の官符を通説によつて解釈すれば、調庸・中男作物等々の年輸の十分の一(未進率分)を年輸とは別に進納し、たとえ年輸を進済しても未

進率分を合期別納しなければ抄帳を勘しない、となる。所謂、未進率分の別納を制定したものと解されている。しかしながら、右の通説の解釈には二・三の問題点が提示される。

第一に、通説では未進率分制が旧年未進の解消に有効であったか否かという機能面について否定的であるにもかかわらず、未進率分制の成立期から五十余年経た天曆六年においても、この制度が存続し、少なくとも機能していたということである。未進率分制の成立時でも年輪そのものの未進が毎年累積していたのであり、そのような状況下、年輪とは別にその十分の一を加納させる未進率分制が、はたして順調に施行され、機能していたのか甚だ疑問視しなければならない。まして充分な機能を發揮したとは考えられない未進率分制が、成立以後五十余年経た天曆六年に制度として存在していたとは到底考えられず、なお問題が残る。

未進率分制の成立以降、この制度の施行事例として確定できる史料は、管見の限りでは管孝次郎氏所蔵文書延長六年（九二八）五月九日上野国牒だけである。しかしながら、これとて中央への未進率分の進納事例ではなく、あくまでも造東大寺所へ進納する封戸物の未進率分に関する事例である。これから、封戸物に関する未進率分はおよそ延長六年頃まで存在していたと解せるが、これをもって直ちに中央へ進納する未進率分が、この時期に存在していた論拠とすることは早急に過ぎるであろう。第二の問題点は、通説では天曆六年官符を未進率分の別納を制定したものと解しているが、では何故この時期に未進率分の別納が制定されたのであろうか。さらに未進率分を別納することは未進解消にとって如何なる意義があるのか。これらの問題——未進率分別納制の成立契機と意

義——に関しては、従来の研究ではまったく論及されていないが、通説の解釈をとるならば看過すべきものではなく、一考の余地があると考えられる。

最後に、天曆六年官符の出された契機をみると、調庸雑物等の違期・麤悪に対して合期進納・精好をはかる点にあり、決して旧年未進に対するものではなかったことが指摘できる。天曆年間の調庸違反に関する官符・宣旨としては、「応調庸合期進納兼令精好事」の事書をもつ天曆元年官符、及び天曆元年官符と同趣旨の内容をもつ天曆四年宣旨がみられるが、これらはいずれも調庸物の合期進納・精好に関するものである。これらからすれば、天曆年間の調庸違反に関する官符・宣旨は、違期・麤悪への対策を意図したものであり、決して旧年未進に対する内容をもつものではなかったと言える。天曆六年官符も天曆元年官符を引用するように、その一環として把握しなければならない。したがって、天曆六年官符の出された契機からすれば、同官符を旧年未進の解消策たる未進率分制に関するものと見做す通説の解釈は、問題があると考えられる。

以上、通説の解釈に対する問題点を提示することにより、天曆六年官符を通説では解釈できないことを指摘した。それでは、同官符を如何に解釈したらよいのであろうか。それに対する私見を述べる前に、一方の正蔵率分制の成立時期を、他の史料をもって跡付けておきたい。

『別聚符宣抄』所載の天曆十年（九五六）六月廿日宣旨は、

左中弁藤原朝臣文範伝宣、左大臣宣、民部大輔源保光朝臣、大藏大輔源朝臣公輔、大監物橘朝臣惟寧等宜爲正蔵所納大宰并諸国調庸交易雑物及鑄錢司年料錢率分勾当者、

天曆十年六月廿日

大史我孫有柯

少録海

とみえるように、正蔵率分所の勾当補任に関するものである。これによれば、天曆十年には正蔵率分を管掌・収納する正蔵率分所が成立しており、正蔵率分制の成立時期が天曆十年以前であったことがわかる。『北山抄』巻第十(吏途指南)には、正蔵率分制の成立時期に関して興味深い記事がみられる。

(上略) 天曆聖朝、率分事初立之後、両三國司有過進年料、不究率分之者、諸卿奉仰定申加階給否、左衡卿以下皆申云、公物不失、可給加階、師尹卿猶申云、若率分之欠、可解却見任之由、料条已存、然而不処其科、在公物之不失、何更得預賞乎、勅定從之、兩三年後、有恩給之、云々、(傍点筆者、以下同)

右の史料は先学により紹介・引用されることはなかったが、正蔵率分制のおよその成立時期を示すものである。史料中にみられる「率分」は村上天皇の治世に初めて立てられたとあるように、未進率分ではないことがわかる。また両三國司の年料過進が「不究率分」によってなされたことは、この「率分」が従前の率分——未進率分等とはかなり異なる内容のものであったことを示す。よって、史料中にみられる「率分」は正蔵率分と解して大過ないであろう。

以上の二史料を勘案すれば、正蔵率分制は天曆年間(天曆十年以前)に成立し、未進率分制とはかなり異なる内容をもつ制度であったと言えるよう。

そこで再び天曆六年官符にもどれば、同官符が未進率分の別納を制定

したものと解する通説にはなお問題が多く、首肯できないことは先述したが、一方、正蔵率分制は『北山抄』の前掲記事等から天曆年間に成立したことが明らかになった。これらの諸点から、天曆六年官符は正蔵率分制の成立と関連づけて解釈するのが妥当であると考えられる。この立場から同官符を解釈すれば、調庸・中男作物等々の年輸の十分の一を年輸内から割いて合期別納し、たとえ年輸を進済しても十分の一を年輸内から割いて別納しなければ抄帳を勘しない、となる。かくして、成立当初の正蔵率分制は、年輸内からその十分の一を割いて別納させる制度であったと考えられる。

天曆六年官符に関する従来の解釈は、未進率分の別納を制定したものの、或いは未進率分制から正蔵率分制へ転換をはかったものと解したが、いずれも成立し難いと思われる。同官符はあくまでも正蔵率分制の成立を示すものであったと解されるのである。

ところで、先述したように成立当初の正蔵率分制は年輸内からその十分の一を割いて別納させる制度であったが、一方、『拾芥抄』の前掲記事では、正蔵率分制は年輸内からその十分の二を割いて別納させる制度であると記していた。ここで問題となるのは、この十分の一・十分の二という率分の相違を如何に解釈するかということである。

正蔵率分制が成立した天曆六年の十一年後、応和三年(九六三)に興味深い官符がみられる。必要部分だけを掲載すれば、

而頃年不_レ守_レ参期、多致_レ違越、僅済_レ率分之法数、都忘_レ其余之見上、倉廩已空、職比之由、爰至_レ于神事有_レ限、国用無_レ止、仰_レ宛在下、暗成_レ日収、論_レ之政途、尤多_レ公損、非_レ加_レ徵肅、何改_レ之弊、

となる。これによれば国司は僅かに正蔵率分だけを進済し、自余の年輸を進済せず、神事・国用に闕意を来していた状況がわかる。正蔵率分制の成立期から僅かに十余年後に、正蔵率分だけの進済という状況となり、正蔵率分が年輸にとって代る傾向となってきた。右の状況に対する中央政府の対策は、合期進納の遵守を諸国に再び下知するとともに、天曆四年二月十日宣旨の施策確認に止まり、具体的施策を何ら打ち出していない。したがって、右の状況を解消できなかったことは当然である¹⁵⁾。

このように年輸未進の深刻化に伴って、正蔵率分だけを進済するようになったこと、それに対する具体的施策を中央政府が打ち出していないことを考慮すれば、正蔵率分が中央政府にかなり重要視されるようになったと考えられる。中央財政が正蔵率分だけで運営できる性格のものではないが、年輸未進の深刻化に伴い、中央財政における正蔵率分の重要性は増していったものと考えられる。こうした経緯を経て、中央政府は率分を十分の一から十分の二へと改定し、正蔵率分の比重を増大しようとしたのではないかと思われる¹⁶⁾。

率分の改定を定めた史料は、管見の限りでは見出せず、その改定期を確定することは不可能であるが、およそ十世紀末頃ではなかったかと推定される。正蔵率分が年輸の十分の二を基準として算定された初見史料は、管見の限り『左経記』長元七年(一〇三四)十一月十七日条である。同条には、大宰府進上の当年料として「率分絹六百疋」「率分綿二万屯」がみられるが、大宰府の絹・綿の年輸額は絹三千疋・綿十万屯であり、正蔵率分が年輸の十分の二を基準として算定されていたことがわかる。これ以降の正蔵率分に関する史料でも、正蔵率分は総て年輸の

十分の二となっている¹⁸⁾。

このように十一世紀初頭には正蔵率分が年輸の十分の二を基準として算定されており、率分の改定がこれ以前になされたことは明らかである。しかも、率分の改定が先述したように年輸未進の深刻化を契機としてなされたとすれば、その改定期は前掲の応和三年官符をそれほど降らない時期であったと推定される。

以上、正蔵率分制の成立時期、及び内容について概括すれば、次のごとくである。正蔵率分制は天曆六年に成立し、成立当初は年輸内からその十分の一を割いて別納させる制度であった。しかるに、十世紀末頃、年輸未進が深刻となり、それに伴って正蔵率分が重要視されるようになったことを契機として、正蔵率分制は年輸内からその十分の二を割いて別納させる制度へと改定され、整備・確立するに至ったのである。以上の諸点のみとめられるならば、次に問題としなければならないのが、何故当該期に正蔵率分制が成立したのかという、正蔵率分制の成立契機である。

(二) 成立契機

正蔵率分制の成立契機に関しては、先ず当該期の中央財政の状況から考えてみたい。中央財政は特に天慶期から天曆期初頭にかけて、窮乏化の様相を呈していたと言える。

天慶・天曆期における中央財政の窮乏化を最も如実に伝えているものは行事費用についてであろう。その具体例としては、天慶元年(九三八)の施米費用の欠乏¹⁹⁾、同五年(九四二)の廩院収納米の無実化に伴う賑給

費用の欠乏等⁽²⁶⁾があげられるが、同九年(九四六)には春季御読経の布施・供養料について、

公家此度御読経布施只有絹、無綿布、又第二日廿余僧供養不_レ得者、是往古_レ聞之事也、

とあり、貞信公記の記主藤原忠平が「往古_レ聞之事」と評するように、費用欠乏がかなり深刻な問題となっていたことがわかる。これらは年中・恒例行事の費用欠乏の状況を如実に伝える事例であるが、この時期は齋宮入京や踐祚大嘗会の最重要行事の費用にも欠乏を来していたのである。

『貞信公記抄』天慶八年(九四五)三月十日条は、この時期の齋院・齋宮用途物の弁備状況を知るうえで重要な記事である。それによれば、齋院用途物は「在庫在所無_二有一物_一」という状況であり、齋宮入京用途に関しても「更無_二一物_一」という状況であった。一方、『九曆』天慶九年(九四六)十月廿八日条によれば、村上天皇即位の踐祚大嘗会に際して、供奉諸司の装束料は「官庫無_二物_一」という状況であった。この二つの事例は中央財政の窮乏化が如何に深刻な問題であったかを示すものであろう。その他、給禄に関するも、白馬・豊明両節会に際しての節禄の不給⁽²⁷⁾、賀茂齋院禊日の両度禄停止等⁽²⁸⁾、一般に禄料の欠乏によって給禄ができない状況であった。

このように天慶期から天曆期初頭にかけては、殊に行事費用の欠乏にみられたように、中央財政の窮乏化は深刻な問題となっていた。正蔵率分制はまさにこの中央財政窮乏化を背景として、採用された制度であったと言えよう。

ところで、『江家次第』巻第四(定受領功課事)には正蔵率分に関し

て次のような記事を載せている。

率分、公事物也、依官破立勘文_二注之_一、或抄云、調庸雑物十分之二、毎年別納宛_二無_二止公用_一也、

右の記事に引く「或抄」については不明としなければならないが、正蔵率分の用途を明文化した唯一の史料である。それによれば、正蔵率分は「無_二止公用_一」に充当されるものであり、尋常の支出に充当されるものではなかった。すなわち、正蔵率分はその用途から、非常の用に充当するための財源であったことがわかる。

そこで、正蔵率分が右で述べたような財源であったと見做すならば、正蔵率分制の成立期である天暦年間には、「無_二止公用_一」に充当する財源を既存の中央財源では賄うことができず、諸国に正蔵率分として、年輪内から一部を別納させたのみなければならない。このように考えると、先述した中央財政窮乏化と正蔵率分制の成立とは非常に密接な関係にあったことが明らかとなり、正蔵率分制は中央財政が窮乏化して、特に非常の用に充当する財源を確保するために案出された制度であったと解されるのである。

一方、正蔵率分の性格を右のように解するならば、正蔵率分を年輪とは別に合期進納させて、確保することが必要不可欠となる。この点は前掲の天暦六年官符の「若雖_レ究_二進年輪之數_一、不_レ別_二納十分之二者_一、仰_二所司_一停_二勘抄帳_一」という記載からもわかる。すなわち、たとえ年輪を進納しても正蔵率分を別納しなければ抄帳を勘しないという厳しい措置を講じていることは、正蔵率分の別納を諸国に厳守させようとする中央政府の意向をあらわすものであり、それは正蔵率分が非常の用に充当するた

めの財源であることからすれば、当然の措置であったと言えよう。天曆六年官符に関する従来の解釈をみると、「別納」のもつ意味が明確にされず、ほとんど無視されていたと言つてよい。しかしながら、「別納」という語がこの天曆六年官符を解釈する際に如何に重要な意味をもつていたかは、以上のことから明らかであろう。

二、正蔵率分の用途

正蔵率分の用途に関しては、前節で『江家次第』所載の「或抄」の記事を引いて考察したが、本章では特にその用途の変化を検討し、それが先述した率分の改定と如何なる関係にあるのかを考えてみたい。

正蔵率分の具体的な用途事例を、管見の限り一覧にしたものが付表(I)である。先ず、この表を通覧して指摘できる点としては、用途のほとんどが恒例・臨時の行事費用であることである。⁽²⁴⁾このことから、正蔵率分は行事費用に充当される場合が多かったと言えよう。『北山抄』『西宮記』等の有職故実書によれば、正蔵率分は白馬・新嘗両節会の禄料、御斎会布施料、諸社奉幣料、祈年穀奉幣料等に充当されることになっていた。殊に『江家次第』巻第六(平野祭)には、平野祭幣料請奏の書様がみられるので、次に掲載すれば、

内蔵寮

請五色絹八疋

生絹十二疋

糸十五絢

綿百屯

調布綿十五段

布綿^(本)五斤

右来月日平野祭御幣料、以諸国所進率分内依例所請如件、

年月日

正六位上行上属
正六位上行少允

となる。この書様から、正蔵率分は平野祭幣料に常に充当されるものであったことがわかる。同じく『江家次第』巻第五(円宗寺最勝会事)には、円宗寺法華会用途料に正蔵率分を充当する請奏の書様がみられる。

これらは正蔵率分が一定の用途に充当されるという、用途の固定・定着を示すものであると言える。すなわち、前節でみたところの、正蔵率分が「無止公用」に充当されるという「或抄」の記事とはまったく様相を異にしており、正蔵率分の用途が明らかに固定・定着化してきているのである。この点は、付表(I)を通覧して、正蔵率分が幣料・季御読経用途料・節禄料に充当されている例が多くみられることから首肯される。⁽²⁵⁾この用途の固定・定着化が、用途の変化をみるうえで、先ず指摘できるところである。

さらに、付表(I)から指摘できる点としては、正蔵率分が毎年施行される年中行事の費用にも充当されているように、その用途がかなり広範囲に及び、尋常の支出にも充当されてきたということがあげられる。その一端を示す具体例として、『朝野群載』巻第五(朝儀下)所載の内裏御八講の用途請奏があげられる。

内蔵寮

請綿卅屯

油六斗

大豆二石三升

塩二石四斗三升

和布三百四十帖

右從_レ今月廿五日、被_レ行御八講用途料、以_レ諸国所_レ進_レ年_レ料_レ率_レ分_レ内_レ、⁽²⁶⁾
所_レ請如_レ件、

治暦元年九月十三日

正六位上行少屬紀朝臣時成

正六位上行少允惟宗朝臣俊忠

右の請奏によれば、正蔵率分は年料と同じく御八講用途料に充当されるものであったことがわかる。これは正蔵率分が年料とともに同じ用途に充当されてきたことを示す一例と見做すことができるが、このような例は他にも数多く見出すことができる。したがって、正蔵率分の用途は「無_レ止公用」に止まらず、かなり広範囲に及んできたと言えるのであり、まさに正蔵率分の用途拡大と解することができる。

以上が、正蔵率分の用途の変化をみるうえで指摘できるおもな点であるが、ここで留意しなければならないのは、正蔵率分の運用において宣旨の有無が重要な意味をもっていたことである。『権記』長徳三年（九九七）七月十九日条によれば、当日は祈年穀奉幣に伴う一条天皇の八省院行幸が行われた。その際、伊勢幣料は闕怠の状況となっており、その幣料に去春越前国司進上の率分綾を充当しようとした。しかしながら、その率分綾は行事官掌の安倍尚貞が宣旨により御齋会講師装束料・臨時奉幣料に充当したと言ひ、伊勢幣料に充当することができなかつた。ところ

が、尚貞が率分綾を御齋会講師装束料に充当した際には宣旨が下つておらず、尚貞のつた措置は不当であると評されているのである。これによれば、正蔵率分の運用は宣旨によってなされていたことがわかる。

同じく『権記』長徳四年（九九八）正月七日条は、白馬節会に際しての公卿以下の禄料に関する記事であるが、その記事には、

大蔵史生成正申云、率分絹可_レ召、而宣旨未_レ下云々、即以_レ陸奥臨時交易絹十疋_レ借下、可_レ返_レ納其代_レ之由仰了、

という記載がみられる。公卿以下の禄料に率分絹を充当しようとしたが、宣旨が下つていないので、陸奥臨時交易絹を借用し、その臨時的措置を講じていたのである。右の記事でも、宣旨が正蔵率分の運用に重要な意味をもっていた。

このように正蔵率分の運用には、宣旨の有無が非常に重要な意味をもっており、正蔵率分の運用はまさに宣旨により決定されていたと言える。この点は正蔵率分の用途を考えるうえで、留意しなければならないであろう。

ところで、先述で正蔵率分の用途が固定・定着化し、また拡大していたことを指摘したが、では、右のような用途の変化は一体何を意味するのであろうか。これは中央財政に占める正蔵率分の比重が増大したとともに、正蔵率分が中央財政にとって重要な財源となってきたことを意味することは論をまたないであろう。しかも前節でみたように、年輪未進の深刻化に伴って中央財政における正蔵率分の重要性は増し、率分は十分の二へ改定されたのであるが、この率分の改定と用途の変化とはまさに軌を一にするものであった。それは率分の改定にみられた正蔵率分

の比重増大が、用途の変化からも同じくうかがわれたことから指摘できるのである。したがって、正蔵率分の用途は率分の改定を契機として、変化していったと考えられる。そして、正蔵率分は非常の用に充当するための財源以上の重要な意義を担う財源として、中央財政に確固たる位置を占めたと言えよう。この点は、次章にみる正蔵率分を管掌・収納する正蔵率分所についても同様にうかがわれるのである。

三、正蔵率分所

(一) 機能

『大内裏図考証』第廿五によれば、正蔵率分所（以下、率分所と略す）は大蔵省正倉院院内に位置し、所内には率分蔵・率分倉などと称される蔵があったようである。⁽²⁸⁾ その機能は主に諸国から京進される正蔵率分を管掌・収納することにある。

この率分所に関しては、『左経記』に率分蔵修造の記事がある。万寿二年（一〇二五）五月七日条によれば、率分蔵の当時の状況は「是数十年不修理之間、破損殊甚、兩脚不陣云々」と、かなり荒廢していた。そこで去春から修造を始め、この日の終功となったのである。この修造完成に伴い、綾・糸・麻布が納入されたのを始めとして、同年六月には伯耆・能登・相模等国進上の綾・糸・布・金等が、長元元年（一〇二八）四月には因幡国進上の調布二千端が、同年五月には伯耆国進上の手作布百端・麻布五百端が各々納入されている。率分所の収納機能は率分蔵修造により、漸次増大していったと考えられる。

率分所の収納機能に関しては、『左経記』長元五年（一〇三二）六月三日条に興味深い記事がみられる。それによれば、阿波前守義忠朝臣は式数中をもって、調糸を齋院・率分所に各々進納したが、年序を経ても返抄が発給されないの、そのことを愁い申した。一方、これに対する大蔵省側の主張は「不知所々分、代々任式数省納」と、式数に任せて省納するのが代々の例であり、式数中から齋院・率分所等の所々の分を除いて省納するものではないとする。そこで、「任代々例、如式数可省納」という収納方式をとるか、或いは「除所々分之外可省納」という収納方式をとるかが問題とされるが、その結果は後者の収納方式を定め申し、大蔵省側の主張とは異なる収納方式を採用することになったのである。すなわち、諸国から京進される物資を大蔵省が収納し、そこから齋院・率分所等の所々へ物資を分給する従来の方式から、大蔵省を介さず諸国から直接齋院・率分所等の所々へ物資が収納される方式へと改変されたのである。

これにより、率分所は大蔵省を介せず、直接諸国から物資（正蔵率分）を収納することになり、物資収納の点で、率分所は独立性を強めていたことが推測される。具体的にそれを示すものとして、率分所が物資収納に伴う諸国への返抄の発給を行うようになったことが指摘できる。『朝野群載』卷第廿八（諸国功過）には美作国の寛治七年（一〇九三）料に対する率分所の返抄がみられ、率分所が諸国への返抄の発給を行っていたことがわかる。同じく『朝野群載』卷第廿八（諸国功過）には、隱岐前司の功過に関する率分所納入勘文もみられ、その点を考えるうえで参考となろう。

ところで、率分所の機能をみるうえで看過できないものに、切下文の発給があげられる。切下文に関しては従来ほとんど考察されたことはなく、その成立・内容等明らかでない点が多い。そこで、先ず切下文とは如何なる文書なのかという問題から検討しなければならぬが、詳細は別稿で述べる予定なので、本稿ではその概要を述べるとともに、特に率分所の切下文を中心に考えてみたい。『職原鈔』上（大蔵省）には、

此省掌諸国租税、諸公事之時、成切下文、令支配于国々矣、
とあるように、切下文とは諸公事の際に大蔵省から諸国に発給される文書であった。『標注職原鈔別記』には、

切下文（中略）もし京都に於て、公事の雑用に充られむとするに、大蔵の貯物不足なる時は、省より未進の国々へ、切下文といふものを送りて、催促せらるゝなり、標注に云る如く、切下文は、即今世の切手切符の類也、

と説明されている。和田英松氏も右の記事と概ね同様な解説をしておられる。これらによれば、切下文とは諸公事に充用する大蔵納物の不足を契機として、未進国への催促の手段として発給されるものであり、しかも大蔵省独自の発給文書であったと解されていたようである。しかしながら、切下文の発給官司は管見の限り、大蔵省の他に、率分所・大炊寮・造酒司・主殿寮・太政官厨家・藏人所の中央諸官司があげられ、切下文は大蔵省独自の発給文書でなかったと言える。一方、切下文を未進催促の手段として発給される文書と見做すことは、切下文の一面をとらえているにすぎない憾みがある。この点、詳しくは別稿に譲り、先ずは率分所の切下文の具体的事例を紹介し、検討したい。率分所の切下文の初

見史料は、管見の限り『権記』長徳三年（九九七）七月十九日条である。今日八省行幸也、（中略）右少弁朝臣云、伊勢幣料已可闕、報云、率分下文近江駿河等国各三疋成了、何国未進乎、此間近江介則忠又参会云、使部等昨夕持来率分下文、綾三疋絹三疋之中、絹令進了、至于綾者忽無其儲者、須猶可進由可示也、（下略）

当日は先述したように、祈年穀奉幣に伴う一条天皇の八省院行幸が行われた。その際、伊勢幣料に関しては、予め率分下文を使部等に持たせ、近江・駿河等国に綾・絹各三疋を進済するように催促したが、近江国の綾三疋未進によって幣料闕念の状況となったのである。この後、伊勢幣料が如何なる物資をもって充当されたかは先述したので割愛するが、右の記事から、率分所は使部等を派遣し、切下文によって諸国から行事費用を催促徴収していたことが判明する。同じく『権記』長保二年（一〇〇〇）四月廿日条には、率分所が土佐国に発給した切下文に関する記事もみられる。

寛弘二年（一〇〇五）賀茂齋院の禊祭に関して、『小右記』同年四月十四日条に、

齋院禊祭日御車副・手振紫褐・青褐等并紫盖料染絹、以率分下文、令召諸国、忽不可出来、仍触事由於左府、令借下後院納絹、後日以率分絹可返納也、（下略）

とある。これによれば、齋院禊祭日における車副・手振の装束料たる褐・絹を、率分下文により諸国に召進させていたことがわかる。ただ、率分絹を早急に弁済できないので、後院納絹を借用し、後日率分絹をもって返納したのである。『春記』長暦二年（一〇三八）十月十六日条には、

天台座主前大僧正慶命の寂滅に伴う御修法の諷誦料に関して、

藏人章祐来云、明日御諷誦布等、律分下文在(34)三ヶ国、下野武蔵相模各百端

雖遣催、寄事於左右、不弁申、又重遣催已畢者、予云、随先出来、各可遣彼寺、其残追々可催遣也、其布所出来之員可被

注送、随其員各為遣拙状也、(下略)

とあり、率分下文により、下野・武蔵・相模三ヶ国に諷誦料布各百端を進済させているが、実際はかなり未進をなしていた。そこで、未進諸国への催促とともに、料物の出来に随い、追々各寺(興福寺・延暦寺・東寺)に料物を遣わす措置がとられた。

これ以降、『中右記』永長元年(一〇九六)四月十八日条には、同月廿日に施行される臨時廿二社奉幣に関する記事がみられる。必要部分だけを掲載すれば、

予沙汰之率分幣料下文、依有別院宣切宛大國等了、是期日近々易進済之故也、

となる。「予」である中右記の記主藤原宗忠は、二年前の嘉保元年(一〇九四)六月に率分所勾当に補任されており、これにより率分幣料下文のことを沙汰していたと思われるが、一方、幣料に関しては、奉幣日時が差し迫っているため、幣料を進済し易い大國等に切下文を発給したのである。これは「院宣」によりなされたことに留意する必要があるが、切下文発給先の諸国が如何なる規準のもとに選定されたかを示しており、興味深い事例である。『兵範記』仁安三年(一一六八)十一月六日条には、大嘗会三社奉幣料に関して、

率分所明後日三社幣料物、付諸國功下文於官掌、即令催促了、

とあり、率分所が切下文を太政官の下級官人たる官掌に付し、諸国に幣料を催促していたことがわかる。

以上、率分所の切下文の代表的事例を列挙したが、上記の事例から指摘できる諸点をあげれば、次のごとくである。

第一に、率分所が切下文の発給により、直接諸国に行事費用の催促徴収をなしたことであろう。率分所が何時頃から切下文の発給をなしたかは未詳であるが、その初見史料が『権記』長徳三年七月十九日条(前掲)であることからすれば、その時期はおよそ十世紀末頃でなかったかと推測される。ここで想起されるのが、ほぼ同じ頃に率分の改定がなされたことである。

先述したように、十世紀末頃、年輪未進の深刻化に伴って中央財政における正蔵率分の重要性は増し、率分は改定されたのであるが、この率分の改定は率分所切下文の初見史料の時期とはほぼ同時期であったことが判明する。したがって、切下文の発給と率分の改定はほぼ同時期になされたものと考えられる。さらに、率分の改定に伴い、正蔵率分が中央財政にとって重要な財源となってきたことは、正蔵率分の用途の変化から指摘したが、切下文の発給もまさに上述の点と関連づけて把握しなければならぬ。すなわち、率分所が大蔵省・大炊寮等の令制官司と同じく、切下文を発給していることは、正蔵率分が重要な財源となってきたことによって、正蔵率分を管掌・収納する率分所も中央諸官司の中で重要な位置を占めてきたことを示すものである。率分所はまさしく中央諸官司の中で重要な位置を占めるまでに、成長・発展してきたと解されるのである。

第二に、上記の代表的事例を見る限りにおいて、切下文が明らかに未

進催促の手段として発給された事例はみられず、あくまでも行事費用を諸国に割り当て、催促徴収する手段として発給されるものであったことが指摘できる。この点、大蔵省・大炊寮等の切下文とも併せて、総括的に切下文を分析する必要があるが、それは別稿に譲ることとして、本稿では特に率分所の切下文をみる限りでの問題点を指摘するに留めておきたい。

最後に、率分所の切下文によって諸国から催促徴収された行事費目を見ると、幣料に関する事例を多く見出すことができる。この点は大蔵省の切下文に關しても同様に指摘できるのであり、³⁶⁾ 幣料は率分所、若しくは大蔵省の切下文により、諸国から催促徴収される場合が多かったと解される。そして時代が降るに随い、幣料のほとんどに切下文による徴収方式が適用されたものと考えられる。鎌倉時代の先例を多く引く公事書『夕拝備急至要抄』上には、八月の年中行事である北野祭に關して、

幣并饗料

任率分所大蔵省切下文、
催諸国之外無他

とあり、幣料・饗料は総て、率分所・大蔵省の切下文により諸国から催促徴収されていたことがわかる。その他、少し時代が降るが、『三長記』建久七年（一一九六）十一月廿九日条、『勘仲記』弘安十一年（一二二八）二月十二日条、同年四月廿五日条等は、幣料に関する率分所切下文の事例であり、参考となる。

以上が、率分所の切下文の代表的事例から指摘できる諸点である。率分所は切下文を発給したことからわかるように、中央諸官司の中で重要な位置を占めるまでに成長・発展しており、その収納機能も漸次増大していったと解される。しかるに、十二世紀末以降、諸国からの進納物の

違期・未進が顕著になってきたことを契機として、その収納機能は支障を生じてきた。「玉葉」建久四年（一一九三）正月四日条は十二社奉幣に關する記事であるが、その記事に「伊勢幣料率分所難叶、仍仰後院儲之」とあるように、率分所は伊勢幣料を弁備できず、その代りとして後院に弁備させていた。

『玉葉』建曆二年（一二二二）三月廿二日条によれば、³⁷⁾ 新制廿一ヶ条中に「一可如法勤行諸社祭祀神事等事」という一条がみられる。その記事には、

兼又祈年穀以下伊勢幣、率分所納物、或近年季充猶致所洪、或当日刻限、纔以進濟、然間儀式空入夜景、奉遣始及晚更、自今以後專存謹慎、永勿解緩、

とあり、率分所納物による幣料の違期・未進が、行事運営に支障を与えていた。これはこの時期の率分所の収納状況が悪化していたことを具体的に示す事例である。『民経記』寛喜三年（一二三一）七月廿五日条には北野祭の饗料に關して、「北野祭大蔵・率分所饗散狀申之、於今者、勤足国々面々対捍、難治候歟」とあり、北野祭の饗料を諸国が対捍していた。しかしながら、「率分所少々可濟之国々七ヶ国候歟、於大蔵省者堅固無其国候」とあるように、率分所側では饗料進濟国が僅かながらあったようである。それに比して、大蔵省側では饗料進濟国がまったく無い状況であり、率分所側とは対照的である。

十二世紀末から十三世紀初頭にかけての率分所の収納状況を示す上記の事例によれば、率分所の収納機能は十二世紀末以降、諸国からの進納物の違期・未進が顕著になってきたことを契機として、支障を生じてき

たと言えよう。しかしながら、『民経記』の前掲記事にみられた大蔵省の状況と対比すれば、率分所は不充分ながらも未だ機能を發揮していたと解されるのである。

(二) 職員

率分所の職員は、『拾芥抄』の前掲記事に「以_レ弁官一人_レ掌_レ其事、以_レ主計頭大蔵輔大監物等_レ為_レ勾当」とあるように、弁官及び勾当の主計頭・大蔵輔・大監物等によって構成される。勿論、勾当の下には使部等の下級官人がいたと考えられるが、大蔵省の下級官人の史生・省掌等も率分所の職務に關与していたようである。

ところで、主計頭・大蔵輔・大監物等は勾当という職名が付されているが、一方、率分所の職務を管轄する弁官には、如何なる職名が付されていたのであろうか。『拾芥抄』の前掲記事には「掌_レ其事」とあるだけで職名はみられず、しかも勾当の一員ではなかったかのように記されている。また、勾当補任の初見事例である『別聚符宣抄』天曆十年六月廿日宣旨（前掲）でも、弁官は勾当の一員としてみていない。これらからすれば、弁官には勾当と異なる職名が付されていた可能性が生じてくる。

和田英松氏はこの点を踏まえて、弁官を別当と見做されたと思われ、首肯すべき見解のように見受けられるが、しかし、弁官を別当と記した事例は管見の限りではみられず、そのほとんどの事例は「率分所勾当」ないしは「率分勾当」と記されているのである。弁官にもやはり勾当という職名が付されていたことが判明する。ただ、弁官にも勾当という職名

が同じく付されていたとしても、主計頭・大蔵輔等兼任の勾当とは同等に扱えず、あくまでも他の勾当を指揮・監督する筆頭の立場に位置していたことは言うまでもない。一体、和田氏が如何なる典拠をもって、弁官を別当と見做されたかは判然としないので、氏の見解をまったく否定することはできないが、以上のように、弁官にも勾当という職名が付されていたと解するのが妥当のように思われる。

そこで、改めて率分所勾当に焦点をあて検討したい。率分所勾当としてみられる人物を管見の限り一覽にしたものが、付表(II)である。この表を通覽して次のようなことが指摘できる。第一に、表中にみられる弁官は総て中弁（権官を含む）であり、率分所勾当に補任される弁官は中弁（権官を含む）であったと解して大過ないであろう。第二に、弁官兼任以外の勾当としては、『拾芥抄』の前掲記事にみられる主計頭・大蔵輔・大監物の他に、民部輔・主税頭が補任されている事例もみられ、勾当の兼任は種々の中央諸官司の官人に及ぶものであったことがわかる。

これらの諸点を前提として、さらに指摘すれば、第一に、勾当の官人構成が大蔵物の出納に關与する官人とはほぼ同様な構成をとっていることであり、第二に、勾当に補任される官人は、官位相当よりみれば五位クラス(4)の官人であり、しかもそのほとんどが中央諸官司の長官、若しくは次官に位置していることである。この二点は、率分所の勾当が如何に重要な職であったかを示すものであり、率分所は機能の面のみならず、職員(5)の面からも重要視されていたことがわかるのである。

さて、以上のような内容・特徴をもつ率分所の勾当に関して、その人選が如何なる規準をもつてなされたのが問題となる。この点を考察す

るに際して、本稿では特に問題のある弁官の人選を中心に検討したい。
『中右記』嘉保元年（一〇九四）六月廿五日条の裏書に、右中弁藤原宗忠の率分所勾当補任に関する記事がみられる。

今日对_二面民部卿_一之次、申云、一日不_レ思懸_二間、率分所勾当可_二奉_レ行_一由、被_二仰下_一了、倩案_二事情、率分弁、近代多上臈、正左中弁所_二奉来_一也、然者左中弁師頼朝臣可_レ奉也、若不_レ然者、権右中弁重資、年来為_二弁官之上、又有_二良吏之聞、仍可_レ奉行之仁也、至_二宗忠者、新任未練之者、豈可_レ堪_二此職_一哉者、民部卿被_レ命云、件事殿下皆所_二思食量_一也、被_二申_レ院内_一了、只不_レ論_二上下臈、為_二諸国_一以_二不_レ被_レ憂之人、可_レ為_二率分弁_一之由、有_二議定_一也、汝已当_二其仁_一、於_二今者不_レ可_レ辞申_一者、予聞_二此語、中心有_レ所思、民部卿者一家之礼節、如_二嚴親、万事所_一申合_一也、

『時範朝臣記』によれば、宗忠は同月廿二日に大藏少輔藤原保隆とともに、率分所勾当に補任されたことがわかるが、それはさておき、右の記事は率分所勾当について幾つかの興味深い内容を含んでいる。第一に、弁官の一人たる宗忠が勾当の職を如何なるものとしてとらえていたのか、第二に、勾当に補任される弁官の人選には、如何なる慣例・基準があったのか、という問題を考えるうえで興味深い内容をもつ。

第一の点に関しては、「至_二宗忠者、新任未練之者、豈可_レ堪_二此職_一哉」とあるように、宗忠は勾当を重職と見做していた。これは先述した率分所の重要性とも相通するものであるが、同様な例としては、『玉葉』文治三年（一一八七）六月十七日条があげられる。それによれば、権右中弁藤原定長が勾当の職を辞退した際、「定長申、乍_レ置_二上臈座_一」此撰有_レ恐

之由云々」と、定長も勾当の職を同様に見做しており、勾当を重職と見做すことは宗忠一人に限るものではなく、一般的な認識であったと解されるのである。

第二の点に関しては、「率分弁、近代多上臈、正左中弁所_二奉来_一也」とあるように、近代では弁官の内、位階上臈で、しかも左中弁の正官を勾当に補任することが慣例となっていたようである。そこで、先ず位階上臈の点から具体的にみれば、宗忠以前に勾当に補任された弁官（付表Ⅱ掲載）は、『弁官補任』によれば、そのほとんどが中弁の中でも上臈に名を連ねる者であったことがわかる。また、『後二条師通記』康和元年（一〇九九）正月九日条によれば、左中弁源重資と権左中弁源能俊の兩名いずれを勾当に補任するかに際して、「任_二日位階事被_レ尋_二先例_一」と、任日の位階が問題となっている。事実、勾当に補任されたのは、重資よりも高位をもつ能俊であった。これらのことから、勾当に補任される弁官は、一つに位階上臈という基準のもとに人選がなされていたと考えられる。

一方、左中弁の正官という点に関しては、宗忠以前に勾当に補任された弁官を付表Ⅱからみれば、総て左中弁であることがわかるが、はたして権官もみられるのである。この点、『水左記』承暦四年（一〇八〇）閏八月六日条が参考となろう。同条は権左中弁大江匡房の勾当補任に関するものであるが、その記事中に引く大江匡房の言によれば、「前々権左中弁位階上臈之時、為_二率分勾当_一之例不_レ可_二勝計_一」と、権官でも位階上臈の時、勾当に補任される例があったのである。その実例としては、付表Ⅱから源経成・藤原経家の兩名を見出すことができる。しかしなが

ら、大江匡房にこのように言わせた背景として、やはりこの時期においても、左中弁の正官を勾当に補任する慣例が現に存在していたとみなければならない。少し時代が降るが、『玉葉』文治三年（一一八七）六月十七日条にも、勾当補任に関して、「先例多爲正左中弁之職」と見え、十二世紀末においても左中弁の正官を勾当に補任することが先例として意識されていたのである。したがって、勾当に補任される弁官の人選では、左中弁の正官という点も一つの基準となっていたと考えられる。

このように勾当に補任される弁官は、位階上臈、及び左中弁の正官という基準のもとに人選がなされたと考えられるが、『中右記』の前置記事によれば、これらとは異なる規準で人選がなされることになった。すなわち、「只不_レ論_二上下臈、爲_二諸国_一以_二不_レ被_レ憂之人、可_レ爲_二率分弁_一之由、有_二議定也_一」という記載から、従前の基準たる位階上臈を問うことなく、諸国との関係において、良吏としての才幹を重視する傾向になったことがわかるのである。しかも、この時勾当に補任された宗忠は右中弁であり、宗忠以前に右中弁が勾当に補任された例は管見の限り見出すことができず、この点でも従前の規準とは大きな相違があった。それが明確に具体例としてあらわれてくるのが、天仁二年（一一〇九）の勾当藤原為隆以降であろう。

付表(II)によれば、藤原為隆以降、右中弁（権官を含む）が勾当に補任された事例が多くみられ、これまでとは明らかに様相を異にしている。一方、位階上臈という点についても、保安四年（一一二三）の勾当藤原頭頼、及び保延三年（一一三七）の勾当源俊雅の例にみられるように、位階上臈とは必ずしも見做すことができぬ人物が勾当に補任されてい

るのである。

このように、勾当に補任される弁官の人選に関しては、十一世紀末から十二世紀初頭を画期として、位階上臈・左中弁の正官にとらわれることなく、良吏としての実質的な才幹を重視する傾向になっていったと考えられる。それでは、弁官の人選が何故、右のような傾向になっていったのであろうか。

勾当に補任される弁官は「爲_二諸国_一以_二不_レ被_レ憂之人」と、諸国との関係を踏まえてその人選がなされているが、それはとりも直さず、率分所と諸国が密接な関係にあったことを示す。この両者の関係を具体的にあらわすものとしては、前節で述べたところの、率分所が大藏省を介せず直接諸国から物資を収納する方式をとり、諸国への返抄を発給するようになったこと、或いは切下文の発給により直接諸国から行事費用を催促徴収するようになったことがあげられよう。率分所は諸国との結びつきを強めていったことがわかる。このようにみれば、勾当に補任される弁官の人選が右のような傾向になった背景には、率分所が諸国と緊密な関係をもったことにあると考えられる。換言すれば、その職員たる勾当に良吏としての実質的な才幹をもつ弁官が要請されたのは、率分所が諸国と緊密な関係をもつという、諸国との関係を反映したものであったと推察されるのである。

以上、簡略ながら率分所勾当の官人構成やその人選面を中心として、率分所の職員を検討してきたが、率分所の重要性は機能の面のみならず、職員の面にも見出されるところであった。特に率分所職務を管轄する弁官兼任の勾当は、その重要性がうかがい知られるところであるが、それ

は言うまでもなく、中央財政にとって重要な財源である正蔵率分を管掌していたという職掌上によるものであろう。率分所勾当がかなり後まで補任されていることは、そのことを示す一端であらう。¹⁶⁾

むすび

最後に本稿で述べてきたことを要約し、むすびにかえたい。

(一) 正蔵率分制は中央財政窮乏の状況下、特に非常の用に充当する財源を確保する制度として、天曆六年に成立し、成立当初は年輪内からその十分の一を割いて諸国に別納させる内容のものであった。

(二) しかるに、十世紀末頃、年輪未進が深刻となり、それによって正蔵率分が重要視されるようになったことを契機として、正蔵率分制は年輪内からその十分の二を割いて諸国に別納させる制度へと改定され、整備・確立するに至った。それに伴い、正蔵率分は非常の用に充当するための財源以上の重要な意義を担う財源として、中央財政に確固たる位置を占めた。

(三) 正蔵率分制が非常の用に充当する財源を確保するために案出された制度であるように、正蔵率分の用途も当然かなり限定されたものであった。しかしながら、その後の率分の改定に伴って正蔵率分の比重が増大したことにより、その用途も変化していった。すなわち、正蔵率分が一定の用途に充当されるという、用途の固定・定着化が一方でみられるとともに、他方では正蔵率分が尋常の支出にも充当されるという、用途の拡大がみられるのである。しかもその用途のほとんどは恒例・臨時の行事費

用であったと推察される。

一方、正蔵率分を管掌・収納する正蔵率分所は、直接諸国から物資を収納する方式や切下文の発給を契機とする収納機能の増大にみられるように、十世紀末から十一世紀初頭にかけて成長・発展し、中央諸官司の中で重要な位置を占めるに至る。しかるに、十二世紀末以降、その収納機能は諸国からの進納物の遅期・未進により支障を来す状況となるが、これ以降においても、正蔵率分所は不十分ながらも機能を發揮していたと想定される。

(五) 正蔵率分所の主たる職員は、職務を管轄する弁官兼任の勾当、及びその下に位置する主計頭・大蔵輔・大監物等兼任の勾当から構成されるが、特に弁官兼任の勾当はその職掌上、重要な職と見做されていた。その人選は位階上臈・左中弁の正官という基準のもとになされるものであったが、十一世紀末から十二世紀初頭を画期として、良吏としての実質的な才幹を重視する傾向になっていった。それは正蔵率分所が諸国と緊密な関係をもつという、諸国との関係を反映したものであった。

註

(1) 泉谷康夫『律令制度崩壊過程の研究』（鳴鳳社、昭和四七年）第四章「調庸制の変質について」、以下、泉谷氏の所説に關しては同書論文による。なお、他に正蔵率分の制度に触れたものとして、森田悌『平安時代政治史研究』（吉川弘文館、昭和五三年）第三部第三章「平安中期の大蔵倉」がある。

(2) 長山泰孝『律令負担体系の研究』（塙書房、昭和五一年）第二部

第八章「調庸違反と対国司策」、中野栄夫『律令制社会解体過程の研究』（塙書房、昭和五四年）第二部第四章「王朝国家期における収取体系」、以下、長山・中野両氏の所説に関しては同書論文による。

(3) 『二中歴』（『新訂増補史籍集覧』所収本）第七（八濟事）にも同様な記事を載せている。

(4) 但し、その典拠たる『拾芥抄』『二中歴』はあくまでも後代の編纂物であり、その内容が成立当初の正蔵率分制をあらわすものかどうかは検討を要する。

(5) 『類聚三代格』巻第八（調庸事）

(6) 森田悌・長山泰孝・中野栄夫前掲註（1）（2）論文の他に、例えば村井康彦『古代国家解体過程の研究』（岩波書店、昭和四〇年）第一部第二章「公宮田と調庸制」、阿部猛『律令国家解体過程の研究』（大原新生社、昭和四一年）第一篇第三章「調庸制の変質と臨時雑役制の成立」、佐藤信「雑米未進にみる律令財政変質の一考察」（『平安時代の歴史と文学（歴史編）』（吉川弘文館、昭和五六年）所収）等があげられる。

(7) 村井康彦前掲註（6）論文

(8) 通説のごとく、天曆六年官符を未進率分の別納を制定したものと解するならば、未進率分制はこの時期においても機能していたと見做さなければならない。

(9) 『平安遺文』二二八号、この牒については阿部猛「八〜十世紀における寺院の造営形態」（東京教育大学・昭史会編『日本歴史論

究』所収）に詳しい。

(10) 『政事要略』巻第五十一（交替雑事）

(11) 『政事要略』巻第五十一（交替雑事）天曆四年二月十日宣旨

(12) 『新訂増補故実叢書』所収本、以下、『西宮記』『江家次第』も同所収本による。

(13) ここでいう「率分」とは分数のことで、何分の一、何分の二という意味である。

(14) 『政事要略』巻第五十一（交替雑事）応和三年閏十二月廿八日官符、なお、同官符はこれまで天曆六年官符と同様に、未進率分との関連でとらえられてきたが、私見では同官符も正蔵率分に関するものと見做す。

(15) 寛弘二年四月十四日条事定文写（『平安遺文』四三九号）の第四条には、「例進年料殆如「棄忌」と、年輸がほとんど忘れられており、正蔵率分とともに年輸を進納すべきことを述べている。なお、正蔵率分と年輸の合期見上については、寛和三年三月五日官符（『政事要略』巻第五十一（交替雑事））が参考となる。

(16) 正蔵率分の比重増大については、森田悌前掲註（1）論文でも触れられている。

(17) 「絹三千疋」は『日本後紀』弘仁七年三月五日条、及び『延喜民部式』にみられ、「綿十万屯」は『類聚三代格』巻第八（調庸事）延暦二年三月廿二日官符にみられる。

(18) 例えば、永久四年の大宰府済物解文・太政官厨家返抄（『朝野群載』巻第廿（大宰府））、天永年間の主計寮率分数勘文、康和二

年の正蔵率分所勘文、嘉承三年の正蔵率分所返抄、応徳三年の穀倉院納畢勘文（以上『朝野群載』巻第廿八（諸国功過））があげられる。

(19) 『貞信公記抄』天慶元年六月廿五日条

(20) 『本朝世紀』天慶五年六月十六・十八日条、他に賑給費用の欠乏を伝えるものに、『西宮記』巻第三（定賑給使事）天慶七年七月三日条、『貞信公記抄』天曆二年六月四日条がある。

(21) 『貞信公記抄』天慶九年三月廿三日条

(22) 『貞信公記抄』天慶八年正月七日条、天曆二年正月七日条、同年十一月廿三日条

(23) 『別聚符宣抄』天曆元年十一月十三日宣旨

(24) 但し、嘉保元年十一月三日の「南殿御帳修理料」は行事費用と解することはできない（『中右記』同日条参照）。

(25) 『小右記』治安元年十一月廿一日条によれば、豊明節会に際しての諸卿以下の禄絹は、率分絹をもって請申するのが「古者例」であった。これも正蔵率分が一定の用途に充当されるものであったことを示す一例として提示できる。

(26) 「年料率分内」の読み方としては、「年料と率分の内」と「年料の率分の内」の二通りが考えられるが、『兵範記』嘉応元年六月廿五日条の行事所請奏には「率分年料内」という記載がみられ、前者の読み方が正しいと言えよう。基本的なことであるが確認しておきたい。

(27) 例えば、『小右記』治安元年十二月十六日条、『中右記』嘉保元

年十一月三日条、『兵範記』仁安三年九月廿日条、嘉応元年三月廿日条、同年六月廿五日条等があげられる。

(28) 率分所と率分蔵（倉）は得てして同一視されがちであるが、厳密にみると、両者は異なるものであったと言える。『左経記』（万寿二年五月十七日条・長元五年六月三日条等）では、率分所と率分蔵（倉）が使い分けられており、両者が異なるものであったことがわかる。恐らく率分蔵（倉）とはその名称から、率分所内の蔵であったと推定される。

(29) 『左経記』万寿二年五月十七日条、同年六月十三日条、長元元年四月十一日条、同年五月十六日条

(30) 切下文に関する最近の研究としては、僅かに勝山清次「便補保の成立について」（『史林』第五九巻第六号）が見受けられるが、切下文については未だ不明確な点が多い。

(31) 本条は白山芳太郎「職原鈔の基礎的研究」（神道史学会、昭和五年）で校訂されたものによった。

(32) 和田英松『修訂官職要解』（明治書院、大正一五年）第四 二五 大蔵省

(33) 大蔵省の切下文は『権記』長保二年三月十九日条、『小右記』寛仁元年十一月廿二・廿四・廿五日条、『中右記』大治四年二月十一日条、保延元年四月廿日条、『兵範記』仁安二年十一月十一日条等々、史料中に散見する。大炊寮の切下文は『権記』長保元年七月十三日条、同二年正月廿六日条等に、造酒司の切下文は久寿二年十二月七日造酒司注進状（『平安遺文』二八二五号）に、主

殿寮の切下文は永治二年三月廿一日主殿寮油請取状(『平安遺文』二四六五号)、承安二年九月土佐国雑掌紀頼兼主殿寮沙汰人伴守方問注記・主殿寮年預伴守方解(『平安遺文』三六〇六・三六〇七号)等に、太政官厨家の切下文は『民経記』寛喜三年正月記紙背文書に、蔵人所の切下文は寛元三年二月十三日蔵人所切下文案(『鎌倉遺文』六四四〇・六四四一号)に、それぞれみられる。

(34) 『中右記』嘉保元年六月廿五日条、『時範朝臣記』同年六月廿二日条、『弁官補任』

(35) その他の事例としては『中右記』嘉保二年三月廿七日条、『三長記』建久七年十一月廿九日条、『勤仲記』弘安十年八月四日条等がある。

(36) 大蔵省の幣料に関する切下文は『中右記』大治四年二月十一日条、保延元年四月廿日条、同年八月十二日条、『兵範記』仁安二年十一月十一日条、同三年九月七日条等にみられる。

(37) 『大日本史料』第四編之十一 所収

(38) 『権記』長徳三年七月十九日条

(39) 『左経記』万寿二年五月十七日条

(40) 和田英松前掲註(31) 書

(41) 『延喜監物式』出納大蔵物条

(42) 『時範朝臣記』嘉保元年六月廿二日条

(43) 『中右記』にみえる「近代」については、曾我良成「『中右記』

における「近代」の意味について」(『古代文化』第三三卷第五号)を参照。

(44) なお、権官の性格については黒板伸夫『撰関時代史論集』(吉川弘文館、昭和五五年)第一部「撰関時代における「権官」の性格」を参照。

(45) 藤原顕頼・源俊雅の両名は『弁官補任』によれば、少弁から中弁へ遷任された当日に、勾当に補任されたとあり、中弁の中でも末席に名を連ねる者であった。

(46) 『伝宣奏』下(『群書類従』所収本)によれば、正和元年には左中弁藤原光経が、同二年には左中弁藤原長隆がそれぞれ勾当に補任されており、率分所勾当はかなり後まで補任されていた。

(広島大学大学院博士課程)

正 蔵 率 分 用 途 事 例

付表 (I)

| 年 月 日 | 西 曆 | 用 途 名 | 内 容 | 典 拠 | 備 考 |
|--------------|------|---------------|------------------|---------|-----|
| | | 白馬・新嘗両節会祿料 | 絹 | 北山抄 | |
| | | 御齋会布施料・法服料 | 綾・絹・綿布等 | 西宮記 | |
| | | 諸社奉幣料 | | 北山抄・西宮記 | |
| | | 祈年穀奉幣料 | | 江家次第 | |
| | | 平野祭幣料 | 五色絹・生絹・糸・綿・調布・木綿 | 江家次第 | |
| | | 円宗寺法華会用途料 | 綾・辛櫃 | 江家次第 | |
| | | 北野祭幣料・饗料 | | 夕拝備急至要抄 | |
| 天徳 4. 7. 1 | 960 | 施米料 | 米・塩 | 江家次第 | |
| 応和 2. 2. 5 | 962 | 春日祭女使料 | 絹 | 西宮記 | |
| 応和 3. 2. 26 | 963 | 東宮直廬承塵料 (元服) | 帛 | 西宮記 | |
| 長徳 3. 7. 19 | 997 | 祈年穀奉幣料 (伊勢幣料) | 絹・綾 | 権 記 | |
| | | 御齋会講師装束料 | 綾 | | |
| | | 臨時奉幣料 | 綾 | | |
| 長徳 4. 正. 7 | 998 | 白馬節会祿料 | 絹 | 権 記 | ※ |
| 寛弘 2. 4. 14 | 1005 | 齋院禊祭装束料 | 絹 | 小右記 | |
| 寛仁 3. 11. 25 | 1019 | 豊明節会祿料 | 絹 | 小右記 | |
| 治安元. 11. 21 | 1021 | 豊明節会祿料 | 絹 | 小右記 | |
| 治安元. 12. 16 | 1021 | 季御読経用途料 | | 小右記 | |
| 万寿 3. 正. 17 | 1026 | 太皇太后御出家用途料 | 調布 | 左経記 | |
| 長元 4. 7. 9 | 1031 | 相撲料屏幔料 | 手作布 | 小右記 | |
| 長暦 2. 10. 16 | 1038 | 御修法調誦料 | 布 | 春 記 | |
| 長久 2. 2. 17 | 1041 | 花宴装束料 | 絹 | 春 記 | |
| 治暦元. 9. 13 | 1065 | 内裏御八講用途料 | 綿・油・大豆・塩・和布 | 朝野群載 | |
| 承暦元. 9. 30 | 1077 | 臨時公用料 | 米 | 水左記 | |
| 寛治元. 5. 29 | 1087 | 大般若経転読布施料 | 絹 | 為房卿記 | |
| 嘉保元. 7. 3 | 1094 | 祈年穀奉幣料 | | 中右記 | |
| 嘉保元. 11. 3 | 1094 | 南殿御帳修理料 | 絹 | 中右記 | |
| 嘉保 2. 3. 27 | 1095 | 賀茂行幸御祈奉幣料 | 五色絹 | 中右記 | |
| 承德 2. 9. 7 | 1098 | 伊勢例幣装束料等 | 綾・絹等 | 中右記 | |
| 康和 5. 12. 20 | 1103 | 季御読経用途料 | 絹・調布 | 朝野群載 | |
| 嘉承元. 7. 3 | 1106 | 孔雀経御読経布施料 | 絹 | 三宝院日記 | |
| 仁安 3. 9. 20 | 1168 | 大嘗会御禊頓宮装束料 | 斑幔 | 兵範記 | |
| 仁安 3. 11. 6 | 1168 | 大嘗会三社奉幣料 | | 兵範記 | |
| 嘉応元. 3. 20 | 1169 | 春季御読経用途料 | 細屯綿・純・絹・木綿・黄布等 | 兵範記 | |
| 嘉応元. 6. 25 | 1169 | 孔雀経御読経用途料 | 絹・米・綿・調布・油・辛櫃 | 兵範記 | |
| 文治 2. 正. 27 | 1186 | 春日・大原野祭用途料 | | 玉 葉 | |
| 建久 4. 正. 4 | 1193 | 十二社奉幣料 (伊勢幣料) | | 玉 葉 | ※ |
| 建久 7. 11. 29 | 1196 | 宇佐幣料 (宇佐使發遣) | 綾・絹カ | 三長記 | |

註 1) 本表では12世紀迄の事例を掲載し、それ以降については割愛した。

2) ※は正蔵率分が充当される予定であったが、実際は充当されなかった事例である。

正 蔵 率 分 所 勾 当 一 覧

付表 (II)

| 年 代 | 西 曆 | 兼 官 | 姓 名 | 官 位 | 補任月日 | 典 拠 |
|------|------|-------|---------|------|-------|---------------------|
| 天曆10 | 956 | 民部大輔 | 源 保 光 | | 6.20 | 別聚符宣抄、同年6.20宣旨 |
| | | 大蔵大輔 | 源 公 輔 | | | |
| | | 大監物 | 橘 惟 寧 | | | |
| 応和2 | 962 | 大蔵少輔 | 藤 原 守 忠 | | | 西宮記 |
| 寛仁4 | 1020 | 左中弁 | 藤 原 定 頼 | 正4位下 | 9.19 | 弁官補任、左経記、同年9.19条 |
| 万寿元 | 1024 | 大監物 | 源 重 孝 | | 10.7 | 小右記、同年10.7条 |
| 長暦3 | 1039 | 左中弁 | 藤 原 経 長 | 正4位下 | 壬12.1 | 春記、同年壬12.1条 |
| 長久4 | 1043 | 権左中弁 | 源 経 成 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| 寛徳元 | 1044 | 権左中弁 | 源 経 成 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| 永承3 | 1048 | 権左中弁 | 藤 原 経 家 | 正4位下 | 12.22 | 弁官補任 |
| 永承5 | 1050 | 左中弁 | 平 定 親 | 從4位上 | 壬10.7 | 弁官補任 |
| 承暦元 | 1077 | 左中弁 | 藤 原 正 家 | 正4位下 | 11.8 | 弁官補任 |
| 承暦4 | 1080 | 権左中弁 | 大 江 匡 房 | 正4位下 | 壬8.14 | 弁官補任、水左記、同年壬8.6条 |
| 応徳元 | 1084 | 左中弁 | 藤 原 季 仲 | 從4位上 | 8.6 | 弁官補任 |
| 嘉保元 | 1094 | 右中弁 | 藤 原 宗 忠 | 正4位下 | 6.22 | 弁官補任、中右記、同年6.25条 |
| | | 大蔵少輔 | 藤 原 保 隆 | | | 時範朝臣記、同年6.22条 |
| 康和元 | 1099 | 権左中弁 | 源 能 俊 | 正4位下 | 正.14 | 弁官補任、後二条師通記、同年正.11条 |
| 康和2 | 1100 | 左中弁 | 源 重 資 | 正4位下 | 8.14 | 朝野群載、弁官補任 |
| | | 大監物 | 藤 原 | 從5位下 | | |
| | | 大蔵少輔 | 藤 原 | 從5位上 | | |
| | | 民部権大輔 | 藤 原 | 從5位上 | | |
| | | 主税頭 | 賀 茂 | 正4位下 | | |
| 嘉承元 | 1106 | 左中弁 | 藤 原 長 忠 | 從4位上 | 12.28 | 弁官補任、中右記、同年12.29条 |
| 天仁元 | 1108 | 左中弁 | 藤 原 長 忠 | 從4位上 | | 朝野群載 |
| | | 主計頭 | 賀 茂 成 平 | | | |
| | | 大蔵大輔 | 大 江 | | | |
| | | 民部大輔 | 源 | | | |
| | | 大監物 | 橘 説 家 | | | |
| 天仁2 | 1109 | 権右中弁 | 藤 原 為 隆 | 從4位下 | 正.6 | 弁官補任、公卿補任 |
| 天永元 | 1110 | 主計頭 | 中 原 師 遠 | | 12.15 | 地下家伝 |
| 保安4 | 1123 | 権右中弁 | 藤 原 顕 頼 | 正5位下 | 12.20 | 弁官補任 |
| 保延元 | 1135 | 民部大輔 | 藤 原 経 親 | | 6.7 | 中右記、同年6.7条 |
| 保延3 | 1137 | 右中弁 | 源 俊 雅 | 正5位下 | 10.6 | 弁官補任 |
| 保元元 | 1156 | 権右中弁 | 平 範 家 | 從4位下 | 6.6 | 弁官補任 |
| 保元3 | 1158 | 右中弁 | 藤 原 俊 憲 | 從4位下 | 8.17 | 弁官補任 |
| 仁安3 | 1168 | 大監物 | 藤 原 資 定 | | 6.29 | 兵範記、同年6.29条 |
| 嘉応元 | 1169 | 右中弁 | 藤 原 長 方 | 從4位上 | 8.27 | 兵範記、同年8.27条 |
| | | 民部大輔 | 源 兼 定 | | | |
| | | 大蔵大輔 | 中 原 景 兼 | | | |
| | | 大監物 | 藤 原 資 定 | | | |

| 年代 | 西暦 | 兼官 | 姓名 | 官位 | 補任月日 | 典拠 |
|-----|------|----------|------|------|------------|-----------------|
| | | 主計頭 | 賀茂在憲 | | | |
| 嘉応2 | 1170 | 左中弁 | 藤原長方 | 従4位上 | 2.13 | 公卿補任 |
| 安元元 | 1175 | 権右中弁 | 平親宗 | 従4位下 | 12.10 | 弁官補任、公卿補任 |
| 安元2 | 1176 | 権右中弁 | 平親宗 | 従4位下 | | 弁官補任 |
| 治承元 | 1177 | 権右中弁 | 平親宗 | 従4位下 | | 弁官補任、公卿補任 |
| 治承2 | 1178 | 権右中弁 | 平親宗 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| 治承3 | 1179 | 右中弁 | 平親宗 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| | | 左中弁 | 藤原経房 | 正4位下 | 12.10 | 弁官補任、公卿補任 |
| 治承4 | 1180 | 左中弁 | 藤原経房 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| 養和元 | 1181 | 左中弁 | 藤原経房 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| | | 左中弁 | 平親宗 | 従4位上 | 9.23 | 弁官補任 |
| | | 左中弁 | 藤原兼光 | 従4位上 | 12.4 | 弁官補任、公卿補任 |
| 寿永元 | 1182 | 左中弁 | 藤原兼光 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| 寿永2 | 1183 | 左中弁 | 藤原兼光 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| | | 左中弁 | 藤原光雅 | 正4位下 | 12.10 | 公卿補任 |
| 元暦元 | 1184 | 右中弁 | 藤原光長 | 従4位下 | 9.18 | 公卿補任 |
| 文治元 | 1185 | 右中弁 | 藤原光長 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| 文治2 | 1186 | 左中弁 | 藤原光長 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| 文治3 | 1187 | 右中弁 | 平基親 | 従4位下 | 6.17 | 弁官補任、玉葉、同年6.17条 |
| 文治4 | 1188 | 右中弁 | 平基親 | 従4位下 | | 弁官補任 |
| | | 左中弁 | 藤原定長 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| 文治5 | 1189 | 左中弁(右中弁) | 藤原親雅 | 従4位下 | 9.16(4.13) | 弁官補任、()は公卿補任 |
| 建久元 | 1190 | 左中弁 | 藤原親雅 | 従4位上 | | 弁官補任 |
| | | 右中弁 | 平棟範 | 従4位上 | 11. | 弁官補任 |
| 建久2 | 1191 | 右中弁 | 平棟範 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| 建久3 | 1192 | 右中弁 | 平棟範 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| 建久4 | 1193 | 右中弁 | 平棟範 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| 建久5 | 1194 | 右中弁 | 平棟範 | 正4位下 | | 弁官補任 |
| | | 左中弁 | 藤原親経 | 正4位下 | 9.17 | 公卿補任 |
| 建久6 | 1195 | 右中弁 | 藤原資実 | 従4位下 | 12.17 | 弁官補任、公卿補任 |
| 建久7 | 1196 | 右中弁 | 藤原資実 | 従4位下 | | 弁官補任 |

註 1) 本表では12世紀迄の勾当補任を掲載し、それ以降については割愛した。

2) 姓名の一部が不詳の者も掲載した。